

川崎市身元保証人確保対策事業実施要綱

令和6年11月15日

6川こ児第3874号

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）に入所中又は退所した児童等や里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（以下「里親等」という。）に委託中又は委託解除後の児童等に対し、身元保証人確保対策事業の実施について（令和6年4月10日こ支家第236号。以下「国通知」という。）に基づき実施する川崎市身元保証人確保対策事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 本事業の実施主体は、川崎市とする。

2 本事業の運営主体は、国通知に基づき全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）とする。

(実施内容等)

第3条 本事業は、次の各号に定める種別ごとに身元保証又は連帯保証を実施するものとし、その保証料は、全社協が送付する保証決定通知及び保証料請求書に基づき、国通知に定める額を本市が全社協へ支弁するものとする。

(1) 就職時等の身元保証

(2) 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証

(3) 大学等の入学時等の身元保証

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、次の各号に定める者であって、本事業を開始できる日として全社協が定める日までに、全社協宛てに本事業の申請を行ったものとする。

(1) 本市児童相談所長により措置若しくは措置解除された法第27条第1項第3号の規定により児童養護施設等に入所している者又は里親等に委託されている者あるいは同号による措置又は委託解除した日から起算して5年以内の者

(2) 法第33条の6第1項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除日から起算して5年以内の者

(3) 本市児童相談所長により法第33条第1項の規定により一時保護が行われている児童等又は一時

保護の解除日から起算して5年以内の者

(4) 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除日から起算して5年以内の者

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の規定により困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第12条に規定する女性自立支援施設に保護されている者又は保護の解除日から起算して5年以内の者

(6) DV防止法第3条第3項又は困難女性支援法第9条第3項の規定により一時保護を行われている者又は一時保護の解除日から起算して5年以内の者

2 本事業は、次の各号に掲げる者であって、父母等が第3条各号に定める保証に係る保証人となることが適当でなく、次条に定める者が保証人となることが適当であるものを対象に実施するものとする。

(1) 父母等が死亡、行方不明又は逮捕拘留中となっている者

(2) 父母等に心身の障害がある者

(3) 父母等が経済的に困窮している者

(4) 虐待等の理由により、父母等が保証人になることが適当でない若しくは協力を得られない者

(対象となる保証人)

第5条 本事業の実施に当たっては、次の各号に定める対象者に応じて、それぞれ当該各号に定める者のいずれかが保証人になるものとする。

(1) 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び女性自立支援施設へ措置された者又は保護された者

ア 当該児童福祉施設長

イ 当該施設の設置又は経営主体の代表者

ウ 措置又は保護を行った児童相談所長、福祉事務所長又は女性相談支援センター長

(2) 里親へ委託された者

ア 当該里親

イ 委託を行った児童相談所長

(3) 小規模住居型児童養育事業者へ委託された者

ア 当該養育者

イ 当該施設の設置又は経営主体の代表者

ウ 委託を行った児童相談所長

(4) 児童自立生活援助事業を行われた者

ア 設置又は経営主体の代表者

イ 援助の実施を行った児童相談所長

(5) 法第 33 条第 1 項又はDV防止法第 3 条第 3 項又は困難女性支援法第 9 条第 3 項の規定により一時保護が行われた者（一時保護委託を含む。）

ア 当該一時保護を行った児童相談所長

イ 当該一時保護を行った女性相談支援センター長

2 前項に定める者のほか、市長が適当と認めた者を保証人としてすることができるものとする。

（保証範囲）

第 6 条 就職時等の身元保証は、被保証人が雇用主のためその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証は、賃貸住宅又は賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次の各号に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。

(1) 家賃若しくは賃貸料及び共益費の支払い

(2) 賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払い

(3) 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い

(4) 前各号に掲げる債務の履行遅延による遅延利息の支払い

3 大学等の入学時等の身元保証は、被保証人が大学、高等学校等の教育機関（以下「大学等」という。）に対し、学費の滞納等、損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

（保証期間）

第 7 条 就職時等の身元保証の保証期間は、年度ごとに更新できるものとし、原則として本事業による支援を開始した日から 3 年間とする。ただし、本市が必要と認める場合は、保証期間を 2 年間延長し、最長 5 年間とすることができる。

2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の保証期間は、年度ごとに更新できるものとし、原則として本事業による支援を開始した日から 3 年間とする。ただし、本市が必要と認める場合は、保証期間を 1 年間延長し、最長 4 年間とすることができる。

3 大学等の入学時の身元保証の保証期間は、年度ごとに更新できるものとし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。ただし、本市が必要と認める場合には、保証期間を 1 年間延長することができる。

(保証限度額)

第8条 本事業における1件あたりの保証限度額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 就職時等の身元保証 200万円
- (2) 賃貸住宅等の貸借時の連帯保証 120万円
- (3) 大学等の入学時等の身元保証 200万円

(保証料の返還)

第9条 本事業における保証料の余剰額が生じた場合、運営主体である全社協は、その額を本市宛て返還するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の適用以前に平成29年3月31日雇児発0331第10号「社会的養護自立支援事業等の実施について」の別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」において実施する居住に関する支援を受け里親等又は児童養護施設等に引き続き居住していた者（以下「社会的養護自立支援事業の実施が行われていた者」という。）又は平成29年3月31日雇児発0331第56号「就学者自立生活援助事業の実施について」の別紙「就学者自立生活援助事業実施要綱」に基づく支援を受けていた者（以下「就学者自立生活援助事業に基づく支援を受けていた者」という。）であって、支援の終了日から起算して5年以内のものについては、第4条第1項第2号に定める者とみなし、本事業の対象者とする。
- 3 前項の規定により対象者となった者の本事業の対象となる保証人は、次の各号に定める対象者に応じて、それぞれ当該各号に定める者とする。
 - (1) 社会的養護自立支援事業の実施が行われていた者 当該施設長、当該里親、当該養育者、設置又は経営主体の代表者又は会的養護自立支援事業受託事業者の代表者
 - (2) 就学者自立生活援助事業に基づく支援を受けていた者 設置又は経営主体の代表者